

苫小牧市監査委員告示第2号

令和6年度苫小牧市定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和6年度苫小牧市定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年3月24日付けで苫小牧市長から、また、同月27日付けで苫小牧市教育長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和8年3月31日

苫小牧市監査委員 齊藤和典

苫小牧市監査委員 神山哲太郎

苦行監第2964号
令和8年3月24日

苦小牧市監査委員 齊藤 和典 様

苦小牧市監査委員 神山 哲太郎 様

苦小牧市長 金澤 俊



令和6年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果報告
に基づく措置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知する。

別紙 指摘に基づき講じた措置

2 財産管理事務

指摘事項	(1) 行政財産の使用料等の算定を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>指定管理施設の自動販売機設置に係る、行政財産の貸付け（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項の規定による貸付けをいう。）の貸付料及び行政財産の目的外使用（同条第 7 項の規定による使用をいう。）の使用料に関し、苫小牧市公有財産規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 24 条において準用する第 28 条の規定により、当該貸付料又は使用料に加算する電気料金について、算定金額の端数処理誤りにより、過大又は過少に請求しているものがあつた。</p> <p>電気料金の端数処理については、市有施設への自動販売機設置に係る事務処理基準について（平成 30 年 1 月 22 日財政部長通知）に基づき、適正に処理する必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【市民生活部 市民生活課】</p> <p>今回の指摘を受け、①異動等で担当者が変更となる年度当初（4 月）において、行政財産の使用料等に関する算定方法、根拠、留意点の説明及び情報共有を、課長から課全体に対し行う。（本年も 4 月に実施済み）②これまでは、算定後の数字のみで決裁を行っていたが、今後は資料として必ず算定プロセスや根拠を添付し、単価等も含めて、算定方法や算定根拠を再確認する。③経理や監査に関する研修に積極的に参加するとともに、担当者に任せきりにせず、課全体で研修資料を供覧し、常に適切な算定方法で処理を行うこととした。④遡及については、納期限の翌日を起算点として令和 3 年 1 月請求分以降の行政財産使用料等を対象事業者（6 者）に対して行った。なお、還付を償還金、追徴を雑収入として取り扱い、令和 8 年 5 月まで（出納整理期間内）に処理完了の見込み。</p>

3 現金取扱事務

指摘事項	(1) 現金の収納事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>証明取扱所の現金収納事務において、現金取扱員から現金出納員（窓口サービス課長）に金融機関への払込みの報告がなく、主管部長（市民生活部長）の検査を受けていないものが見られた。</p> <p>証明取扱所は国民健康保険税の納税証明書を発行する際、収納した現金を現金出納簿に記載している。苫小牧市会計規則（昭和 39 年規則第 17 号。以下「会計規則」という。）第 51 条第 3 項では現金出納員が特に必要があると認めて指示したときは、現金取扱員は収納した現金を金融機関に払い込み、その旨を現金出納員に報告しなければならないとされている。</p> <p>また、会計規則第 11 条では、主管部長は、毎月 1 回以上、出納員等の事務処理に関し、必要な検査をしなければならないとされている。</p>

	<p>る。</p> <p>今回の定期監査で見られた現金出納簿は、現金出納員に払込みの報告がないまま保険年金課に送付され、主管部長の検査を受けずに保管されていたものである。窓口サービス課及び証明取扱所は、会計規則に則った事務を行わなければならなかった。また、保険年金課は送付された現金出納簿に不備がないか確認する必要があった。</p>
<p>指摘に対する措置</p>	<p>【市民生活部 窓口サービス課、保険年金課】</p> <p>【窓口サービス課】</p> <p>監査意見を踏まえ、国保税納税証明書に係る現金出納事務については、窓口サービス課にて処理を行い、現金出納簿の保管を行う運用とした。また、現金取扱簿の事務処理に関する理解を深めるため、苫小牧市会計規則及び現金引継事務手順を改めて確認し、担当係にて研修を実施した。(本年8月に実施済み)</p> <p>【保険年金課】</p> <p>証明取扱所で受領した国保税納税証明書の現金出納事務については、窓口サービス課が行う運用とし、苫小牧市会計規則及び現金引継事務手順を改めて確認し、担当係にて研修を実施した。(本年8月に実施済み)</p>

苫教総第1390号
令和8年3月27日

苫小牧市監査委員 齊藤 和典 様

苫小牧市監査委員 神山 哲太郎 様

苫小牧市教育長 山本 俊介



令和6年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果報告
に基づく措置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第14項の規定によ
り別紙のとおり通知する。

別紙 指摘に基づき講じた措置

1 財政援助団体等事務

指摘事項	(1) 業務委託契約における再委託の承諾を得ていなかったもの
是正、改善等を要する事項	<p>財政援助団体である苫小牧市学校給食会（以下「学校給食会」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付制度に係る保護者負担金（以下「保護者負担金」という。）の収納代行業務委託契約を教育委員会と締結しているが、再委託の承諾を得ていないものが見られた。</p> <p>この契約は、学校給食会が、5月分の給食費と合わせて、保護者負担金の収納代行業務を行うものである。</p> <p>この委託業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者である教育委員会の承諾を得る必要があると契約書に記載されているが、学校給食会から給食費集金業務の一部を委託されている受託者が、保護者負担金を収納していたにもかかわらず、学校給食会は、教育委員会の承諾を得ていなかった。</p> <p>法令等を遵守し、適正に契約事務を執行する必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【教育部 苫小牧市学校給食共同調理場】</p> <p>苫小牧市学校給食会における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付制度に係る保護者負担金の収納業務については、令和7年4月からは業務委託ではなく、労働者派遣法に基づく職員派遣に変更したため、業務委託における再委託の承諾は不要となった。</p> <p>また、令和7年12月に担当グループにて研修を行い、業務委託において再委託が必要となる場合等について改めて確認し、法令等の遵守について、再発防止を図った。</p>

2 財政管理事務

指摘事項	(2) 理科薬品等の管理を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>一部の小中学校において、北海道教育委員会が定めた理科薬品等の取扱いに関する手引（以下「手引」という。）に沿った管理や定期的な点検が行われていないもの、受払・点検記録簿への記載漏れや記載誤りが見られた。</p>
指摘に対する措置	<p>【教育部 各小中学校】</p> <p>令和7年5月に市内小中学校長に対して、北海道教育委員会が定めた「理科薬品等の取扱いに関する手引き」に沿った薬品管理や定期的な点検など学校全体に適正な管理を徹底して行うよう通知するとともに、薬品等の適正管理について、指摘のあった市内小中学校6校に対して実地確認を実施した。</p> <p>また、市内小中学校に対し、不要薬品の調査を行い、処分を行った。</p>

<p>是正、改善等を要する事項</p>	<p>実地監査において、理科薬品を実測する際に用いる計量器が故障しており、正確に測定できないことを把握しているにもかかわらず、計量が行われていたものが見られた。</p> <p>薬品の管理は、おろそかにすると盗難や紛失、児童・生徒の負傷等の重大な事故につながりかねないことから、速やかに検証を行い、適正な管理を徹底するべきである。</p>
<p>指摘に対する措置</p>	<p>【教育部 沼ノ端中学校】</p> <p>計量器については、故障したものを処分、新しい計量器を購入し正確に計量を行った。</p> <p>また、令和7年5月に市内小中学校長に対して、北海道教育委員会が定めた「理科薬品等の取扱いに関する手引き」に沿った薬品管理や定期的な点検など学校全体に適正な管理を徹底して行うよう通知するとともに、薬品等の適正管理について、指摘のあった市内小中学校6校に対して実地確認を実施した。</p>
<p>指摘事項</p>	<p>(3) 物品の管理事務を適正に行うべきもの</p>
<p>是正、改善等を要する事項</p>	<p>実地監査において、重要な物品（苫小牧市物品会計規則（平成26年規則第1号。以下「物品会計規則」という。）第31条第2項に定められた、価格が50万円以上の車両、機械器具その他の物品をいう。）及び備品について備品出納簿（以下「出納簿」という。）と照合した結果、出納簿に記載されているにもかかわらず、所在が確認できないなど、適正に管理されていないものが見られた。</p> <p>重要な物品に関しては、決算関係書類である財産に関する調書に年度末現在高の記載が求められており、決算の正確性にも影響を及ぼすため、適正な管理に努めるべきである。</p>
<p>指摘に対する措置</p>	<p>【教育部 糸井小学校、沼ノ端中学校】</p> <p>備品等の適正管理について、今後、市教委では隔年で実地確認することを、市内小中学校長に令和7年4月に通知した。</p> <p>また、令和7年8月5日から8日の期間において、市内小中学校6校に対し、備品及び重要な物品について、出納簿との確認による、実地検査を行った。</p> <p>市教委としては、今回の指摘を受け、市内小中学校長に対し、今後、備品出納簿と備品及び重要な物品との整合性を図り、適正な管理に努めることについて、周知徹底を行った。</p>

指摘事項	(4) 郵便切手の管理を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>郵便切手は、各小中学校で使用する分を直接購入して郵便切手受払簿で管理しているが、残数を超える払出しがあった。</p> <p>私物の郵便切手を用いるなど、一時的に立替使用がされていたものであるが、郵便切手は金券と同様であり、公金として取り扱う必要があることから、適正な管理に努めるべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【教育部 明倫中学校、植苗小中学校】</p> <p>郵便切手の適切な管理について、市教委より市内小中学校長に対し、今後、郵便切手を払い出す際は、必ず管理職が切手受払簿と切手の現物を確認し、残数を照合すること、また、担当職員による立て替え払いを禁止することを、令和7年5月に通知した。</p> <p>また、令和7年8月5日から8日の期間において、市内小中学校6校に対し、郵便切手の管理状況について、受払簿と現物残数との確認による、実地検査を行った。</p> <p>市教委としては、今回の指摘を受け、市内小中学校長に対し、今後、郵便切手受払簿と郵便切手の現物残数との整合性を図り、適正な管理に努めることについて、周知徹底を行った。</p>